

第142回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

武田薬品工業株式会社

上記事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、国際会計基準(IFRS)により求められる開示項目の一部を省略していません。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 130 社

主要な連結子会社の名称

(国内) 武田コンシューマーヘルスケア(株)、日本製薬(株)

(海外) 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc.、武田ファーマシューティカルズ USA Inc.、武田 Distribuidora Ltda.、ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.、アリアド・ファーマシューティカルズ Inc.、武田カリフォルニア Inc.、米州武田開発センター Inc.、武田ヨーロッパ・ホールディングス B.V.、武田 A/S、武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG、武田ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ Limited、英国武田 Limited、武田 GmbH、武田フランス S.A.S.、武田イタリア S.p.A.、武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company、武田アイルランド Limited、欧州武田開発センター Ltd.、武田(中国)投資有限公司、武田ファーマシューティカルズ(アジア・パシフィック) Pte. Ltd.、広東テック・パル・バイオファーマ Co. Ltd.、天津武田薬品有限公司、アジア武田開発センター Pte. Ltd.

(2) 連結子会社の増減

増加： 3 社 (設立による増加)

減少： 20 社 (売却、清算等による減少)

(3) 連結子会社の会計年度に関する事項

連結子会社のうち広東テック・パル・バイオファーマ Co. Ltd.、武田(中国)投資有限公司、武田薬品(中国)有限公司、天津武田薬品有限公司、武田 Distribuidora Ltda. および武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company等の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して、連結決算を行っております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 15 社

主要な持分法適用関連会社の名称

武田テバファーマ(株)、天藤製薬(株)

(2) 持分法適用関連会社の増減

増加： 3 社 (設立等による増加)

減少： 7 社 (売却による減少)

(3) 持分法適用関連会社の会計年度に関する事項

連結計算書類には、決算日が異なる関連会社への投資が含まれております。決算日の差異により生じる期間の重要な取引または事象については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法（金融商品を除く）

①有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去および原状回復費用の当初見積額等が含まれております。

②のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入は行っておりません。

③無形資産

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

(iii) 自己創設無形資産（開発費）

開発（または内部プロジェクトの開発局面）における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

④非金融資産の減損

当社グループでは、決算日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、退職給付に係る資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を評価しております。

減損の兆候がある場合または年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産または資金生成単位については、決算日において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

⑤棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2)資産の減価償却の方法

①有形固定資産

土地および建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。リース資産の減価償却費は、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3-50年
機械装置及び運搬具	2-20年
工具器具及び備品	2-20年

②無形資産

製品に係る無形資産の償却費は、見積耐用年数（主に3-20年）にわたり定額法で計上しております。ソフトウェアの償却費は3年から7年にわたり定額法で計上しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

(3)金融商品の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i)当初認識および測定

金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
売買目的保有金融資産または純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産
- (b) 貸付金及び債権
支払額が固定または決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での取引がないもの
- (c) 売却可能金融資産
非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、または上記(a)(b)のいずれにも分類されないもの

金融資産は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。

(ii) 事後測定

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。

(b) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。利息の認識が重要でない短期の債権を除き、利息収益は実効金利を適用して認識しております。

(c) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、決算日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる損益はその他の包括利益として認識しております。なお、貨幣性資産に係る外貨換算差額は純損益として認識しております。

売却可能である資本性金融商品に係る配当は、当社グループが支払を受ける権利が確定した期に純損益として認識しております。

(iii) 減損

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しております。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合に減損していると判定しております。

売却可能金融資産については、その公正価値が著しく下落している、または長期にわたり取得原価を下回っていることも、減損の客観的証拠となります。

売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、さらにグループ単位で減損の評価をしております。

償却原価で計上している金融資産について認識した減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額であります。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

売却可能金融資産が減損している場合には、その他の包括利益に認識した累積利得または損失を、その期間の純損益に振り替えております。売却可能な資本性金融商品については、以後の期間において、減損損失の戻入れは認識いたしません。一方、売却可能な負債性金融商品については、以後の期間において、公正価値が増加を示す客観的事実が発生した場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡しほとんどすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。

金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取ったまたは受取可能な対価との差額、およびその他の包括利益に認識した累積利得または損失は純損益として認識しております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

金融負債は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融負債
- (b) その他の金融負債（社債及び借入金含む）
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外のもの

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。
- (b) その他の金融負債（社債及び借入金含む）
その他の金融負債は、主として実効金利法を使用して償却原価で事後測定しております。

(iii) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③デリバティブ

為替レートおよび金利の変動等によるリスクに対処するため、先物為替予約、金利スワップおよび通貨スワップといったデリバティブを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類され、当該分類に基づいて会計処理しております。

④ヘッジ会計

一部のデリバティブおよび外貨建資産・負債をキャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定し、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時およびヘッジ期間中に、ヘッジ手段がヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローや為替の変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象が純損益として認識された期に、連結純損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、もしくはもはやヘッジ会計として適格でない場合には、ヘッジ会計を中止しております。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、有効な部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(4) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

主なものは以下の通りであります。

①事業構造再編に係る引当金

事業構造再編に係る引当金は、効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みに伴う費用に係るものであり、研究開発体制の変革にかかる導入費用を含んでおります。事業構造再編に係る引当金については、詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該事業構造再編が確実に実施されると予期させた時点で認識しております。

②販売に関する引当金

販売に関する引当金は、販売した製商品の売上割戻、返品調整等に係るものであり、米国での医療制度に関する売上連動リベートを含んでおります。

③アクトス訴訟填補引当金

アクトス訴訟填補引当金は、米国におけるアクトス製造物責任訴訟等にかかる損失に備えるため、これらに要する費用および損失等の見積額を計上しております。

(5) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として退職一時金、年金および退職後医療費給付等に係わる制度を運用しております。これらの制度は確定給付制度と確定拠出制度に分類されます。

①確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付資産または負債の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

②確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

当連結会計年度より適用している基準および解釈指針は、以下のとおりであります。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS 第7号	キャッシュ・フロー計算書	財務活動から生じる負債の変動に関する開示を追加
IAS 第12号	法人所得税	未実現損失に係る繰延税金資産の認識に関する要求事項の明確化

上記の基準および解釈指針について、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

[連結純損益計算書に関する注記]

1. 製品に係る無形資産償却費及び減損損失

製品に係る無形資産償却費及び減損損失には、当初想定されていた収益性が見込めなくなったことによる減損損失19,080百万円が含まれております。また、過去に減損した製品に関して、回収可能価額を再評価したことによる減損損失の戻入23,057百万円を当該科目に計上しております。
減損損失（戻入を含む）は帳簿価額から回収可能価額を控除することにより算定しております。回収可能価額は主に使用価値により測定しており、使用価値の算定に使用した割引率（税引前）は9.4%～18.5%、割引率（税引後）は6.5%～14.4%であります。

2. その他の営業収益

その他の営業収益には、和光純薬工業株式会社の株式を富士フィルム株式会社に売却したことによる株式売却益106,337百万円、当社の日本における長期収載品事業を武田テバ薬品株式会社へ移管した際に繰り延べた事業譲渡益の実現額27,481百万円が含まれております。

3. その他の営業費用

その他の営業費用には、事業構造再編費用44,736百万円が含まれております。事業構造再編費用は、効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用であり、主な内訳は研究開発体制の変革にかかる費用およびアリアド・ファーマシューティカルズ Inc. 買収後の事業統合関連費用であります。
また、海外子会社再編に伴い資本の部に計上していた在外営業活動体の換算差額が実現したことによる損失41,686百万円、および痛風治療剤「コルクリス」にかかる条件付対価（注）の変動に伴う費用9,450百万円が含まれています。

（注）企業結合に起因して、将来の特定事象が発生した場合に、追加的に発生する取得対価の公正価値を負債計上したものの

4. 持分法による投資損益

持分法による投資損益には、長期収載品事業およびジェネリック医薬品事業を営む武田テバファーマ株式会社（その子会社である武田テバ薬品株式会社を含む）において、日本における2018年の薬価制度改革や事業環境の変化に伴い計上された減損損失に対する当社グループ持分35,725百万円が含まれております。

5. 法人所得税費用

2017年12月22日、米国における税制改革法の成立により、2018年1月1日より米国の現行の連邦法人税率が従来の35%から21%に引き下げられることとなりました。この税制改革法に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債を新しい法人税率で再評価したことや、税制改革に起因する連邦法の改正によって繰延税金資産の回収可能性を見直したことなどにより、税金費用が27,516百万円減少しております。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産の減価償却累計額	654,597 百万円
投資不動産の減価償却累計額	10,327 百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権	8,819 百万円
その他の金融資産	6 百万円

3. 偶発負債

（債務保証）

金融機関との取引に関する債務保証であり、2018年3月31日現在の残高は186百万円であります。
なお、保証債務は履行可能性が低いと見做され、金融負債として認識しておりません。

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 794,688千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	71,133百万円	90円00銭	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年11月1日 取締役会	普通株式	71,165百万円	90円00銭	2017年9月30日	2017年12月1日
計		142,298百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2018年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 71,507百万円
- ②1株当たり配当額 90円00銭
- ③基準日 2018年3月31日
- ④効力発生日 2018年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,728,100株

[1株当たり情報に関する注記]

- 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,556円51銭
- 2. 基本的1株当たり当期利益 239円35銭

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようしております。

デリバティブ取引は、為替リスクや金利変動リスク等を回避することを目的とし、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規程に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

(1) 信用リスク管理

売上債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、債権管理に係る社内規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当社グループの手元資金につきましては、その大部分を、プーリングを通じて当社および米欧の地域財務管理拠点に集中しております。この資金は、資金運用に係る社内規程に従い、格付の高い短期の銀行預金および債券等に限定し、格付・運用期間などに応じて設定している限度額に基づいて運用しているため、信用リスクは僅少であります。

プーリングの対象としていない資金につきましては、連結子会社において当社の規程に準じた管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

さらに必要に応じて、担保・保証などの保全措置も講じております。

決算日現在における、保有する担保の評価額を考慮に入れない場合の最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表されております。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスク管理は本社グローバルファイナンスで実施しており、当社グループの短期、中期、長期の資金と流動性の管理のための、適切な流動性リスク管理のフレームワークを設定しております。

当社グループは、予算と実際のキャッシュ・フローおよび売却可能金融資産残高を継続的に監視することにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクに備えるため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、原則として連結子会社には為替リスクを負わせず、当社および欧州の地域財務管理拠点に為替リスクを集約して管理しております。

当社および当該地域財務拠点で晒されている為替リスクは、通貨別・月別に把握し、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、変動利付借入金について金利変動リスクを抑制するため、金利スワップを実施して支払金利の固定化を図っております。

(5) 価格変動リスク管理

保有している資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

また、売却可能金融資産およびデリバティブのうち、公正価値を把握することが困難と認められる金融資産については、次表には含めておりません。これらの金融資産の帳簿価額は2018年3月31日現在、8,820百万円であります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
現金及び現金同等物	294,522	294,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (デリバティブ)	762	762
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	2,527	2,527
貸付金及び債権	522,157	522,157
売却可能金融資産	163,064	163,064
	帳簿価額	公正価値
金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (デリバティブ)	5,373	5,373
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (企業結合による条件付対価)	30,569	30,569
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	3,498	3,498
その他の金融負債	1,307,317	1,310,951

金融商品の公正価値の算定方法

(1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブ）

ヘッジ会計を適用していないデリバティブの公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

(2) 貸付金及び債権

貸付金及び債権については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(3) 売却可能金融資産

売却可能金融資産の公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

(4) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ

ヘッジ会計を適用しているデリバティブの公正価値は、取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

(5) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（企業結合による条件付対価）

主として一定期間、業績に応じて支払われるロイヤルティの見込額であり、貨幣の時間価値を考慮して計算しております。

(6) その他の金融負債

社債の公正価値は、取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

借入金およびファイナンス・リース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

上記以外の債務については、流動項目は短期間で決済され、また非流動項目は実勢金利であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

[投資不動産に関する注記]

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、国内（東京都他）において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
9,437	25,808

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 投資不動産に関する公正価値は、主として公示された地価、税務上使用される算定基準額に基づき自社にて算定した金額であります。

[重要な後発事象に関する注記]

Shire plc の買収について

当社は、Shire plc(以下、「Shire 社」)との間で、2018 年 5 月 8 日(ロンドン時間)に、当社が Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てを取得する取引(以下、「本件買収」)に関する提案について合意しました。同日、当社及び Shire 社は、本件買収の遂行に向けて協力する契約(以下、「Co-operation Agreement」)を締結いたしました。本件買収は、イギリス王室属領ジャージー会社法第 125 条に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法(以下、「本件スキーム」)により行われる予定です。

Shire 社の取締役は、本件買収条件は公正かつ合理的なものであると考え、Shire 社の株主(文脈によって必要な場合には、Shire 社の ADS(米国預託株式)の保有者を含みます。以下同じ。以下、「Shire 社株主」)に対し、ジャージー裁判所(以下、「本件裁判所」)により招集される Shire 社の株主集会において本件スキームに対し、また、Shire 社の株主総会に提案される議案に対し、共に賛成票を投じるよう全会一致で推奨することとしております。本件買収は、また、当社の臨時株主総会において、当社株主により、本件買収の対価として、当社の新株式(以下、「当社新株式」)の発行を承認する旨の特別決議がなされることを条件としております。

(1) 本件買収の意義

当社は、本件買収は当社に下記のようなメリットをもたらすものと考えています。

- 魅力的な国内外の拠点を有し、さらなる発展を促進する規模を有する、日本で設立され日本に本社を置く、企業価値の向上を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーを創出すること
- 3つの重点領域のうち2領域(消化器系疾患及びニューロサイエンス)における当社の地位を強化し、希少疾患及び血漿分画製剤における主導的な地位を確保すること
- 強固かつモダリティの多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、画期的なイノベーションにフォーカスした研究開発体制を強化すること
- 当社のキャッシュフロープロファイルの向上、また、十分なシナジー創出及び充実した株主還元の実施への経営陣のコミットメントを通じて、本件結合後グループに十分な経済的利益を提供すること

(2) 本件買収の条件

本件買収においては、各 Shire 社株主は、Shire 社の株式(以下、「Shire 社株式」)1株に対し、30.33米ドル及び当社新株式 0.839株又は当社の ADS(米国預託株式)(以下、「当社 ADS」)1.678株のいずれかを対価として受領します。なお、本件買収の対価としては、Shire 社との協議・合意により、現金に加えて当社株式又は当社 ADS を交付することにより、本件買収後も、本件買収の結果生じる上記のような本件結合後グループにおける利益・シナジーを、Shire 社株主が引き続き享受する機会を付与することを企図しております。

本件買収における上記条件は、以下の価値に相当します。

- 2018 年 5 月 2 日における当社株式の終値 4,535 円並びに為替レート 1 ポンド 147.61 円、1 ポンド 1.3546 米ドルに基づく場合、Shire 社株式 1 株当たりの価格は 48.17 ポンド。
- 2018 年 4 月 23 日(Shire 社の取締役が原則として本件買収対価を推奨する意図があることの公表日の前日)における当社株式の終値 4,923 円並びに為替レート 1 ポンド 151.51 円、1 ポンド 1.3945 米ドルに基づく場合、Shire 社株式 1 株当たりの価格は 49.01 ポンド。

また、Shire 社株式 1 株当たりの価格に相当する 49.01 ポンドは、Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式総数に換算して約 460 億ポンドであり、以下のプレミアムを付したものです。

- 2018 年 3 月 23 日(当社の Shire 社に対するオファーへの潜在的関心についての憶測報道がなされる前の最終営業日)における Shire 社株式の終値 29.81 ポンドに対しては 64.4 パーセント。
- Shire 社株式の 2018 年 3 月 23 日(当社の Shire 社に対するオファーへの潜在的関心についての憶測報道がなされる前の最終営業日)までの 30 取引日における売買高加重平均価格 31.37 ポンドに対しては 56.2 パーセント。

(3) 買収手法及び手続

当社は、Shire 社の設立準拠法であるジャージー会社法に基づき本件裁判所が管轄するスキーム・オブ・アレンジメントの手続に従います。本件スキームにより、当社は Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てを取得することができます。当社は、全ての Shire 社株主に対して、その保有する Shire 社株式の対価として、当社普通株式の第三者割当てを行うと共に、現金を交付します(以下、当社普通株式の第三者割当てと現金の交付を併せて「本件買収対価」)。

本件におけるスキーム・オブ・アレンジメントとは、ジャージー会社法に従い、会社の資本構成を、株主等の当事者との個別の合意ではなく、株主集会の承認及び裁判所の認可手続により一律に変更する手続であり、本件買収に対する Shire 社の取締役の推奨に基づき、本件裁判所により招集される Shire 社の株主集会及び Shire 社の株主総会における株主の承認並びに本件裁判所の認可を取得することにより、Shire 社株式の取得が成立する買収方法です。本件スキームについての Shire 社の株主集会の承認は、本件裁判所により招集される Shire 社の株主集会において、出席かつ有効に議決権を行使した株主数の過半数、かつ、これらの株主の有する議決権数の 75%以上にあたる議決権数による承認を得ることが必要です。加えて、本件スキームを実行するためには、Shire 社の株主総会において、同株主総会における議決権数総数の 75%以上の承認による特別決議が得られることが要件となります。

本件買収は以下の事由、すなわち、EU、米国、中国、日本、ブラジル及びその他の関連する規制当局の許可を受けること、上記の本件裁判所及び Shire 社株主の承認、当社の臨時株主総会において当社新株式の発行のために必要な決議が承認されること、当社が規制当局から関連する上場申請が承認されたこと又は原則として承認されたことについての確認を得ること、及び本件スキームが 2019 年 5 月 8 日又はそれ以降の日で当社と Shire 社が書面で合意し(、必要であれば、英国のテイクオーバーと合併に関するパネル(買収規制を担う独立した自主規制機関)(以下、「本件パネル」)が同意し、本件裁判所が承認した日(以下、「本件ロングストップデート」)までに発効することを条件としています。

さらに、当社は、一定の条件において、本件買収が完了しない場合には、Shire 社に対し、48.17 ポンド(上記(2)に記載した、Shire 社株式 1 株に対する現金及び当社株式の 2018 年 5 月 2 日における価格)に両社間で合意した完全希釈化ベースの Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式総数である 937,925,528 を乗じた額の、それぞれ、2 パーセント(下記(i)の場合)、1 パーセント(下記(ii)の場合)、又は 1.5 パーセント(下記(iii)の場合)に相当する額の現金(米ドル。小数点以下は四捨五入。為替レート 1 ポンド 1.3546 米ドルにて換算される。)を支払うことについて合意しました。これには、(i)当社の取締役会が、当社株主に対する推奨を撤回又は反対推奨の旨に変更する場合、(ii)本件買収を承認し、実行し、効力を発生させ、また当社新株式を発行するための当社の臨時株主総会において議題とされる決議が当社の臨時株主総会において承認されない場合、又は(iii)本件ロングストップデート又はそれ以前に本件スキーム(又は該当する場合は、本件パネルの同意及び Co-operation Agreement の内容に従い、本件買収がジャージー会社法第 116 条に定義されたテイクオーバーオファーの方法で行われた場合の、Shire 社

の発行済普通株式及び発行予定の普通株式の全てを取得するために当社によって又は当社のために行われる当該オファー、及び文脈上認められる場合には、その修正、変更、延長又は更新後のオファー)について一定の規制当局の許可が得られないことを理由として無効となる場合又は撤回された場合が含まれません。

(4) 本件買収に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Shire 社には、ストックオプション等の株式報酬制度が存在しています。本件買収に関連して、これらの制度の当事者に対してなされる申出の詳細は、適切に開示される予定です。

(5) Shire 社の概要

	対象会社(2017年12月31日現在)
(1) 名 称	Shire plc
(2) 所 在 地	登記上の事務所: 22 Grenville Street, St Helier, JE4 8PX, Jersey, Channel Islands 本社: Block 2, Miesian Plaza, 50-58 Baggot Street Lower, Dublin 2, Republic of Ireland
(3) 代表者の役職・氏名	会長 スーザン・キルスビー CEO フレミング・オルンスコフ
(4) 事 業 内 容	医薬品等の研究開発・製造・販売及び医薬品のマーケティング
(5) 資 本 金	81.6 百万米ドル
(6) 設 立 年 月 日	2008年1月28日
(7) Shire 社の 2017 年 12 月期における連結経営成績及び連結財政状態 (米国会計基準)	
	2017年12月期(単位:百万米ドル) [単位:百万円] ^(注)
純資産	36,176.4 [3,942,142]
総資産	67,756.9 [7,383,469]
売上収益	15,160.6 [1,652,050]
営業利益	2,455.2 [267,543]
当期純利益	4,271.5 [465,465]

(注) 米ドル及び日本円間の為替レートは、2018年5月4日時点の1米ドル当たり108.97円。百万円未満は切捨て。

(6) 資金調達

本件買収において必要な資金を調達するため、当社とJP Morgan Chase Bank, N.A.、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間で、2018年5月8日に”364-Day Bridge Credit Agreement”（以下「ブリッジクレジット契約」）を締結しました。

ブリッジクレジット契約の概要

(a) 借入人	武田薬品工業株式会社
(b) エージェント	JP Morgan Chase Bank, N.A.
(c) 貸付人	JP Morgan Chase Bank, N.A. 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行
(d) 契約締結日	2018年5月8日
(e) 総借入限度額	308.5億米国ドル (内訳) 第1トランシェ：153.5億米ドル 第2トランシェ：45億米ドル 第3トランシェ：75億米ドル 第4トランシェ：35億米ドル
(f) 利率	調整LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）＋当社の信用補完されていない無担保長期社債の格付けを基にしたスプレッド
(g) 資金用途	Shire社買収の対価及びその他関連する費用等の支払い、並びにShire社及びその子会社の一定の既存債務の借換え
(h) 最終返済日	第1トランシェ乃至第3トランシェ：借入の実行日から364日後の日 第4トランシェ：借入の実行日から90日後の日
(i) 担保	なし
(j) 保証	なし
(k) 準拠法	ニューヨーク州法

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15～50年
機械装置	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

- (5) スモン訴訟填補引当金は、今後の健康管理手当および介護費用等の支払いに備えるため、事業年度末現在の当社関係の和解者を対象に、1979年9月、スモンの会全国連絡協議会等との間で締結された和解に関する確認書および成立した和解の内容に従って算出した額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金は、株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- (7) 事業構造再編引当金は、研究開発体制の変革により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	375,753 百万円
2. 偶発債務	
(債務保証)	
以下に記載するものについての不動産リース契約に基づく賃借料支払・無形固定資産購入に係る支払等に対し保証を行っております。	
武田薬品工業(株)従業員	186 百万円
ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.	33,153 百万円 (311 百万ドル)
英国武田 Limited	467 百万円 (3 百万ポンド)
武田 Pharma, S.A.	185 百万円 (35 百万アルゼンチンペソ)
Takeda S.A.S Columbia	53 百万円 (500 千ドル)
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	104,826 百万円
長期金銭債権	3,732 百万円
短期金銭債務	155,830 百万円
長期金銭債務	1 百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	118,981 百万円
仕入高	47,083 百万円
その他	77,285 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	61,883 百万円
営業外費用	1,308 百万円
2. 研究開発費	148,631 百万円
3. 特別利益	
(関係会社株式売却益)	
関係会社株式売却益は、主に連結子会社であった和光純薬工業株式会社の株式を売却したことによるものであります。	

4. 特別損失
(事業構造再編費用)
効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。主な内訳は、研究開発体制の変革にかかる戦略の一環として遊休資産と位置づけた以下の資産について認識した減損損失であります。

用途	種類	場所	金額
研究設備	建物及び構築物等	神奈川県藤沢市	9,575百万円

これらの建物及び構築物等は、湘南研究所の一部であるものの、現在事業の用に供していないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については合理的に算定された価格に基づいております。

(減損損失)

当社は、単一の事業セグメントを基礎として事業用資産をグルーピングしており、特許権、販売権および遊休資産等については個別資産をグルーピングの最小単位としております。当事業年度において5,202百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主な資産は以下のとおりであります。

用途	種類	場所	金額
医薬品に係る独占的権利	開発販売権	日本	4,922百万円

これらの開発販売権については、当初想定されていた収益性が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については合理的に算定された価格に基づき算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

13,294千株

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.	所有 間接 100.0%	研究開発の 受委託等	債務保証 (注1)	33,153百万円	—	—
子会社	武田 US Finance CV	所有 間接 100.0%	資金取引	グループ間の 資金貸付 (注2)	114,276百万円	—	—
子会社	武田 A/S	所有 直接76.1% 間接23.9%	資金取引	グループ間の 資金借入 (注2)	78,549百万円	短期 借入金	78,549百万円
子会社	武田ヨーロッパ・ホールディングス B. V.	所有 直接 100.0%	出資	受取配当金 (注3)	28,483百万円	—	—
子会社	武田薬品不動産㈱	所有 直接 100.0%	不動産の賃 借	受取配当金 (注3)	19,000百万円	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)

債務保証は、不動産リース契約に基づく賃借料支払に対するものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2)

資金借入および資金貸付の利息率は、市場金利を勘案して協議の上、合理的に決定しております。

(注3)

受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,997円26銭
2. 1株当たり当期純利益 239円47銭

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	6,096
委託研究費等	18,253
棚卸資産	12,470
未払費用	8,256
前受収益	9,703
退職給付引当金	1,313
事業構造再編費用引当金	2,388
有形固定資産償却超過額等	7,534
特許権	11,388
販売権	4,830
有価証券評価損等	79,178
繰越欠損金	11,482
その他	17,427
繰延税金資産 小計	190,318
評価性引当額	(-) 83,146
繰延税金資産 合計	107,172
(繰延税金負債)	
前払年金費用	(-) 11,316
その他有価証券評価差額金	(-) 19,450
固定資産圧縮積立金	(-) 14,387
その他	(-) 8,421
繰延税金負債 合計	(-) 53,574
繰延税金資産の純額	53,598

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に計上しております。

流動資産－繰延税金資産	65,871百万円
固定負債－繰延税金負債	12,273百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.8
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(-) 7.3
試験研究費等の税額控除	(-) 1.9
評価性引当額増減	1.9
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

[重要な後発事象に関する注記]

Shire plc の買収について

当社は、Shire plc(以下、「Shire 社」)との間で、2018 年 5 月 8 日(ロンドン時間)に、当社が Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てを取得する取引(以下、「本件買収」)に関する提案について合意しました。同日、当社及び Shire 社は、本件買収の遂行に向けて協力する契約(以下、「Co-operation Agreement」)を締結いたしました。本件買収は、イギリス王室属領ジャージー会社法第 125 条に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法(以下、「本件スキーム」)により行われる予定です。

Shire 社の取締役は、本件買収条件は公正かつ合理的なものであると考え、Shire 社の株主(文脈によって必要な場合には、Shire 社の ADS(米国預託株式)の保有者を含みます。以下同じ。以下、「Shire 社株主」)に対し、ジャージー裁判所(以下、「本件裁判所」)により招集される Shire 社の株主集会において本件スキームに対し、また、Shire 社の株主総会に提案される議案に対し、共に賛成票を投じるよう全会一致で推奨することとしております。本件買収は、また、当社の臨時株主総会において、当社株主により、本件買収の対価として、当社の新株式(以下、「当社新株式」)の発行を承認する旨の特別決議がなされることを条件としております。

(1) 本件買収の意義

当社は、本件買収は当社に下記のようなメリットをもたらすものと考えています。

- 魅力的な国内外の拠点を有し、さらなる発展を促進する規模を有する、日本で設立され日本に本社を置く、企業価値の向上を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーを創出すること
- 3つの重点領域のうち2領域(消化器系疾患及びニューロサイエンス)における当社の地位を強化し、希少疾患及び血漿分画製剤における主導的な地位を確保すること
- 強固かつモダリティの多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、画期的なイノベーションにフォーカスした研究開発体制を強化すること
- 当社のキャッシュフロープロファイルの向上、また、十分なシナジー創出及び充実した株主還元の実施への経営陣のコミットメントを通じて、本件結合後グループに十分な経済的利益を提供すること

(2) 本件買収の条件

本件買収においては、各 Shire 社株主は、Shire 社の株式(以下、「Shire 社株式」)1株に対し、30.33米ドル及び当社新株式 0.839株又は当社の ADS(米国預託株式)(以下、「当社 ADS」)1.678株のいずれかを対価として受領します。なお、本件買収の対価としては、Shire 社との協議・合意により、現金に加えて当社株式又は当社 ADS を交付することにより、本件買収後も、本件買収の結果生じる上記のような本件結合後グループにおける利益・シナジーを、Shire 社株主が引き続き享受する機会を付与することを企図しております。

本件買収における上記条件は、以下の価値に相当します。

- 2018 年 5 月 2 日における当社株式の終値 4,535 円並びに為替レート 1 ポンド 147.61 円、1 ポンド 1.3546 米ドルに基づく場合、Shire 社株式 1 株当たりの価格は 48.17 ポンド。
- 2018 年 4 月 23 日(Shire 社の取締役が原則として本件買収対価を推奨する意図があることの公表日の前日)における当社株式の終値 4,923 円並びに為替レート 1 ポンド 151.51 円、1 ポンド 1.3945 米ドルに基づく場合、Shire 社株式 1 株当たりの価格は 49.01 ポンド。

また、Shire 社株式 1 株当たりの価格に相当する 49.01 ポンドは、Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式総数に換算して約 460 億ポンドであり、以下のプレミアムを付したものです。

- 2018 年 3 月 23 日(当社の Shire 社に対するオファーへの潜在的関心についての憶測報道がなされる前の最終営業日)における Shire 社株式の終値 29.81 ポンドに対しては 64.4 パーセント。
- Shire 社株式の 2018 年 3 月 23 日(当社の Shire 社に対するオファーへの潜在的関心についての憶測報道がなされる前の最終営業日)までの 30 取引日における売買高加重平均価格 31.37 ポンドに対しては 56.2 パーセント。

(3) 買収手法及び手続

当社は、Shire 社の設立準拠法であるジャージー会社法に基づき本件裁判所が管轄するスキーム・オブ・アレンジメントの手続に従います。本件スキームにより、当社は Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てを取得することができます。当社は、全ての Shire 社株主に対して、その保有する Shire 社株式の対価として、当社普通株式の第三者割当てを行うと共に、現金を交付します(以下、当社普通株式の第三者割当てと現金の交付を併せて「本件買収対価」)。

本件におけるスキーム・オブ・アレンジメントとは、ジャージー会社法に従い、会社の資本構成を、株主等の当事者との個別の合意ではなく、株主集会の承認及び裁判所の認可手続により一律に変更する手続であり、本件買収に対する Shire 社の取締役の推奨に基づき、本件裁判所により招集される Shire 社の株主集会及び Shire 社の株主総会における株主の承認並びに本件裁判所の認可を取得することにより、Shire 社株式の取得が成立する買収方法です。本件スキームについての Shire 社の株主集会の承認は、本件裁判所により招集される Shire 社の株主集会において、出席かつ有効に議決権を行使した株主数の過半数、かつ、これらの株主の有する議決権数の 75%以上にあたる議決権数による承認を得ることが必要です。加えて、本件スキームを実行するためには、Shire 社の株主総会において、同株主総会における議決権数総数の 75%以上の承認による特別決議が得られることが要件となります。

本件買収は以下の事由、すなわち、EU、米国、中国、日本、ブラジル及びその他の関連する規制当局の許可を受けること、上記の本件裁判所及び Shire 社株主の承認、当社の臨時株主総会において当社新株式の発行のために必要な決議が承認されること、当社が規制当局から関連する上場申請が承認されたこと又は原則として承認されたことについての確認を得ること、及び本件スキームが 2019 年 5 月 8 日又はそれ以降の日で当社と Shire 社が書面で合意し(、必要であれば、英国のテイクオーバーと合併に関するパネル(買収規制を担う独立した自主規制機関)(以下、「本件パネル」)が同意し、本件裁判所が承認した日(以下、「本件ロングストップデート」)までに発効することを条件としています。

さらに、当社は、一定の条件において、本件買収が完了しない場合には、Shire 社に対し、48.17 ポンド(上記(2)に記載した、Shire 社株式 1 株に対する現金及び当社株式の 2018 年 5 月 2 日における価格)に両社間で合意した完全希釈化ベースの Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式総数である 937,925,528 を乗じた額の、それぞれ、2 パーセント(下記(i)の場合)、1 パーセント(下記(ii)の場合)、又は 1.5 パーセント(下記(iii)の場合)に相当する額の現金(米ドル。小数点以下は四捨五入。為替レート 1 ポンド 1.3546 米ドルにて換算される。)を支払うことについて合意しました。これには、(i)当社の取締役会が、当社株主に対する推奨を撤回又は反対推奨の旨に変更する場合、(ii)本件買収を承認し、実行し、効力を発生させ、また当社新株式を発行するための当社の臨時株主総会において議題とされる決議が当社の臨時株主総会において承認されない場合、又は(iii)本件ロングストップデート又はそれ以前に本件スキーム(又は該当する場合は、本件パネルの同意及び Co-operation Agreement の内容に従い、本件買収がジャージー会社法第 116 条に定義されたテイクオーバーオファーの方法で行われた場合の、Shire 社

の発行済普通株式及び発行予定の普通株式の全てを取得するために当社によって又は当社のために行われる当該オファー、及び文脈上認められる場合には、その修正、変更、延長又は更新後のオファー)について一定の規制当局の許可が得られないことを理由として無効となる場合又は撤回された場合が含まれません。

(4) 本件買収に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Shire 社には、ストックオプション等の株式報酬制度が存在しています。本件買収に関連して、これらの制度の当事者に対してなされる申出の詳細は、適切に開示される予定です。

(5) Shire 社の概要

	対象会社(2017年12月31日現在)
(1) 名称	Shire plc
(2) 所在地	登記上の事務所: 22 Grenville Street, St Helier, JE4 8PX, Jersey, Channel Islands 本社: Block 2, Miesian Plaza, 50-58 Baggot Street Lower, Dublin 2, Republic of Ireland
(3) 代表者の役職・氏名	会長 スーザン・キルスビー CEO フレミング・オルンスコフ
(4) 事業内容	医薬品等の研究開発・製造・販売及び医薬品のマーケティング
(5) 資本金	81.6 百万米ドル
(6) 設立年月日	2008年1月28日
(7) Shire 社の 2017 年 12 月期における連結経営成績及び連結財政状態 (米国会計基準)	
	2017 年 12 月期(単位: 百万米ドル) [単位: 百万円] ^(注)
純資産	36,176.4 [3,942,142]
総資産	67,756.9 [7,383,469]
売上収益	15,160.6 [1,652,050]
営業利益	2,455.2 [267,543]
当期純利益	4,271.5 [465,465]

(注) 米ドル及び日本円間の為替レートは、2018年5月4日時点の1米ドル当たり108.97円。百万円未満は切捨て。

(6) 資金調達

本件買収において必要な資金を調達するため、当社とJP Morgan Chase Bank, N.A.、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間で、2018年5月8日に”364-Day Bridge Credit Agreement”（以下「ブリッジクレジット契約」）を締結しました。

ブリッジクレジット契約の概要

(a) 借入人	武田薬品工業株式会社
(b) エージェント	JP Morgan Chase Bank, N.A.
(c) 貸付人	JP Morgan Chase Bank, N.A. 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行
(d) 契約締結日	2018年5月8日
(e) 総借入限度額	308.5億米国ドル (内訳) 第1トランシェ：153.5億米ドル 第2トランシェ：45億米ドル 第3トランシェ：75億米ドル 第4トランシェ：35億米ドル
(f) 利率	調整LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）＋当社の信用補完されていない無担保長期社債の格付けを基にしたスプレッド
(g) 資金用途	Shire社買収の対価及びその他関連する費用等の支払い、並びにShire社及びその子会社の一定の既存債務の借換え
(h) 最終返済日	第1トランシェ乃至第3トランシェ：借入の実行日から364日後の日 第4トランシェ：借入の実行日から90日後の日
(i) 担保	なし
(j) 保証	なし
(k) 準拠法	ニューヨーク州法

(以下は、第 142 回 定時株主総会招集ご通知および株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 (あわせて以下「本資料」) に関する追加情報であり、会計監査人による監査対象には含まれません。)

※ 2018 年度の武田薬品の業績予想について

武田薬品は現在、Shire plc に関するオファー期間 (英国の City Code on Takeovers and Mergers (以下、「コード」) において定義される期間をいいます。) にあります。そのため、コード第 28 条に基づき、本資料において「通常の過程における」業績予想を公表することにより、当該業績予想が有効なものであるという取締役による声明を含めることが求められます。さらに、武田薬品は、業績予想が下記に述べる前提事実に基づき適切に作成されていること及び使用されている会計方針が武田薬品の会計方針に沿っているというこの取締役による確認を本資料に含めなければなりません。

第 142 回 定時株主総会招集ご通知 (以下「招集通知」) の第 28 頁及び第 29 頁の「2018 年度の業績予想」は、コードが適用される 2018 年度に関する「業績予想」 (以下、「武田薬品の業績予想」) を構成します。

Core Earnings、Core EPS、実質的な売上収益、実質的な Core Earnings 及び実質的な Core EPS の定義並びに武田薬品が実質的な成長を算出した方法についての説明は、招集通知の第 20 頁を参照ください。

作成の前提

武田薬品の業績予想は、武田薬品の会計方針に沿う方式で作成されています。武田薬品の会計方針は、国際会計基準 (IFRS) に基づいており、2018 年度全体に適用されると武田薬品が予想しているものです。

武田薬品は、2017 年度の業績及び 2018 年度の内部経営予想に基づいて武田薬品の業績予想を作成しました。

前提事実

コード第 28.4 条 (a) に従い、武田薬品の業績予想が前提としている主要な前提事実は以下のとおりです。コード第 28.4 条 (c) に従い、武田薬品の取締役が影響を与えられる前提事実と影響を与えられない前提事実とを明確に区別しています。

武田薬品のコントロール下にある前提事実

- 2018 年度中には、重大な買収又は売却がなされないこと
- 武田薬品の業績予想は、提案されている Shire plc の買収に関連する潜在的な財務上の影響を除外していること
- サプライヤー又は顧客との間の契約条項に重大な変更が生じないこと
- 発行されている武田薬品の普通株式数に重大な変更が生じないこと
- 現在の武田薬品の経営若しくは管理体制又は現在の経営戦略に重大な変更が生じないこと
- 武田薬品の会計方針が 2018 年度において継続して適用されること

武田薬品のコントロール下にない前提事実

- 2018 年度中に、現在の世界的なマクロ経済状況及び政治情勢に重大な変更が生じないこと
- 武田薬品の主たる市場におけるインフレ率、利率及び税率につき、現在の比率から大きく変わるものではないこと

- 主要な為替レートにつき、大きな変動が生じないこと（招集通知 第 29 頁記載の詳細な為替レートに関する想定をご参照ください。）
- 武田薬品の事業又はその会計方針に影響を及ぼすような、価格決定及び償還に係る情勢の重大な変更を含む、法令上または規制上の重大な変更が生じないこと
- 武田薬品の事業に係る市場における顧客の需要又は競争環境に重大な変更が生じないこと
- 新製品及び既存製品のライン拡大に関するものを含む、武田薬品の全般的な研究開発の有効性が大幅に低下することがないこと
- 武田薬品の製品に関する安全性又は有効性に関する重大な問題が生じないこと
- 武田薬品の業績若しくは財務に悪影響を及ぼし、又は武田薬品の評判を悪化させるような訴訟又は紛争が生じないこと
- 権限のないユーザーが武田薬品の IT システムへのアクセスを試み又はこれを混乱させようと試みた結果による、重大なサイバー攻撃又は情報セキュリティ若しくはデータ保護における重大な侵害がないこと
- 武田薬品又はその主要な顧客若しくはサプライヤーに重大な影響を及ぼす業務上の混乱が生じないこと
- 武田薬品の人件費（社外において取り扱われている医療給付、年金給付その他退職金給付又は規則を含む。）に大きな変更がないこと
- 国際市場における政情不安、貿易制限、テロ攻撃、戦争、人為的な悪質行為、詐欺、自然災害、広範囲な流行病、その他武田薬品の業績又は財務に影響を及ぼすような類似の事件で重大なものが起きないこと
- 他には、武田薬品の業績又は財務に深刻な影響を及ぼすような重大な有益若しくは有害な事件で当社のコントロール下でないものはありません

取締役による確認

コード第 28.1 条(c)の要件に従い、武田薬品の取締役は武田薬品の業績予想について検討し、かかる武田薬品の業績予想は本書面日付現在において有効なものであり、上掲の前提および当社の会計方針に基づき適切に作成されていることを確認いたしました。

※ 留意事項

本資料は、いかなる法域においても、いかなる有価証券の購入、取得、申込み、交換、売却その他の処分の提案、案内若しくは勧誘又はいかなる投票若しくは承認の勧誘のいずれの一部を構成、表明又は形成するものではなく、またこれを行うことを意図しておりません。いかなる株式も本資料によって公開されておられません。本資料は、（投資、取得、処分その他の取引の検討のためではなく）情報提供のみを目的として受領者により使用されるという条件の下で（受領者に対して提供される追加情報と共に）提供されております。当該制限を遵守しなかった場合には、適用のある証券法違反となる可能性がございます。

特定されていない限り、本資料におけるいかなる声明（シナジーの予測の声明を含みます。）も、いかなる期間における業績予想又その見積もりを意図するものではなく、本資料におけるいかなる声明も、現在又は将来の会計年度における武田薬品工業株式会社（以下、「武田薬品」）の収益又は 1 株あたりの収益が過去に公表された武田薬品の 1 株あたりの収益と必ずしも合致し、又はそれを超えることを意味すると解釈されてはなりません。

武田薬品が直接的に、又は間接的に投資している会社は別々の会社になります。本資料において、「武田薬

品」という用語は、武田薬品及びその子会社全般を参照するものとして便宜上使われていることがあります。同様に、「当社 (we, us 及び our)」という用語は、子会社全般又はそこで勤務する者を参照していることもあり得ます。これらの用語は、特定の会社を明らかにすることが有益な目的を与えない場合に用いられることもあり得ます。

※ 将来に関する見通し情報

本資料には、武田薬品の見積もり、予測、目標及び計画を含む当社の将来の事業、将来のポジション及び業績に関する将来見通し情報、理念又は見解が含まれています。特に、本資料には、2018 年事業年度における売上収益、Core Earnings、営業利益、税引前当期利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、EPS、研究開発費、無形資産償却費及び減損損失、並びに収益/費用に関する情報を含む、武田薬品の財務及び事業業績に関する予想及び経営予測が含まれています。将来見通し情報は、「目標にする (targets)」、「計画する (plans)」、「信じる (believes)」、「望む (hopes)」、「継続する (continues)」、「期待する (expects)」、「めざす (aims)」、「意図する (intends)」、「だろう (will)」、「かもしれない (may)」、「すべきであろう (should)」、「であろう (would)」、「することができた (could)」、「予想される (anticipates)」、「見込む (estimates)」、「予想する (projects)」などの用語又は同様の用語若しくはその否定表現を含むことが多いですが、それに限られるものではございません。この資料における将来見通し情報は、現在当社が入手可能な情報に鑑みて行った当社の現在の前提及び理念に基づくものです。かかる将来見通し情報は、当社又は当社の役員による、将来の業績に関する保証を表するものではなく、既知及び未知のリスクと不確実性その他の要素を伴います。リスクと不確実性には、日本、米国及び世界中の一般的な経済条件を含む当社の事業を取り巻く経済状況、競合製品の出現と開発、関連法規、製品開発計画の成功又は失敗、規制当局による判断とその時期、為替変動、市場で販売された製品又は製品の安全性又は有効性に関するクレーム又は懸念等、買収対象企業との PMI (買収後の統合プロセス) が含まれますが、これらに限られません。これらにより、当社の実際の業績、経営結果、財務内容は、将来見通し情報において、明示又は暗示された将来の業績、経営結果、財務内容とは、大きく異なる可能性があります。当社又は当社の役員は、この将来見通し情報において示された予想が結果的に正しいということを何ら保証するものではなく、実際の業績又は経営結果は予想と大きく異なることがあります。本資料の受領者は、将来見通し情報に過度に依存するべきではありません。武田薬品は、本資料に含まれる、又は当社が提示するいかなる将来見通し情報を更新する義務を負うものではありません。過去の実績は将来の経営結果の指針とはならず、また、本資料における武田薬品の経営結果は武田薬品の将来の経営結果を示すものではなく、また、その予測、予想又は見積もりではありません。

※ 医療情報

本資料には、製品についての情報が含まれておりますが、それらの製品は、すべての国で発売されているものではありませんし、また国によって異なる商標、効能、用量等で販売されている場合もあります。ここに記載されている情報は、開発品を含むいかなる医療用医薬品の効能を勧誘、宣伝又は広告するものではありません。